

Senior Wine Expertが語る「地理的表示」

一般財団法人 ソフトウェア情報センター
常務理事 日下善之

地理的表示の保護の必要性

- ワインは最も安くて最も高い飲み物といわれる
 - 2つのワインはシャルドネという同じブドウから作られている
 - 左のワインの価格は右のワインの4000倍超
 - 中身を詰め替えたり、ラベルを偽装する不正は容易に想像可能
- 不正防止のため、フランスでは法律による規制が行われた
 - 1905年：「商品販売における不正行為と、食料品と農産物の偽造の行為の防止のための法律」を制定
 - 商品の原産地について契約者を騙した(騙そうとした)者に禁固及び罰金刑
 - 1919年改正：保護の対象を「原産地呼称」
 - 1927年改正：低品質で収量の多い品種への植え替えを禁止
 - 1953年 「AOC法」(1953年7月30日デクレ)を制定
 - ぶどう品種、1haあたりの収穫量、最低アルコール濃度、栽培・醸造方法を規制
 - 上記を担保するため、CNAO(INAOの前身)を設置



230万円

550円

楽天市場 2022年9月アクセス
<https://www.rakuten.co.jp/fineandrare/>
<https://www.rakuten.ne.jp/gold/ricaoh/>

国際的なワイン法の枠組み

- 原産地名称の保護及び国際登録に関するリスボン協定
 - 1958年に締結された協定で、仏、伊等27カ国が加盟。我が国は未加盟
 - 加盟国で保護され、国際事務に登録された原産地名称を、他の加盟国でも保護
 - 保護される原産地名称は、**生産物の品質・特徴が**、当該地域の自然的要因及び人的要因に由来することが必要とされる
 - TRIPSよりも厳格でEUのAOPを相互に保護する条約
- TRIPS協定
 - 1994年に署名。2015年現在WTOの加盟国は161カ国（主な国のほとんどが加盟）
 - 保護される地理的表示は、ある商品に関し、その確立した品質、**社会的評価その他の特性**が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示
 - ぶどう酒及び蒸留酒に対する追加的な保護
 - 公衆を誤認させるおそれがなくとも、地理的表示が翻訳された上で使用される場合や、「種類」、「型」、「様式」、「模造品」等の表現を伴う場合でも、地理的表示がその場所を原産地としないものに使用されることを防止する法的手段を義務化

EUのワイン法

旧来	VQPRD(地域指定優良ワイン)		テーブルワイン	
フランス	AOC	VDQS	Vin de Pays	Vin de Table
イタリア	DOCG	DOC	IGT	Vino da Tavola

- 旧来のEU法は、銘醸地域のワインとテーブルワインに大きく分類していたが、テーブルワインにも地理的表示を許容するものがあった
- 2009年のEU法改正では、地理的表示付きワインと地理的表示なしワインに区分した上で、地理的表示として、保護原産地呼称(AOP)と保護地理的表示(IGP)を規定した

2009年以降	地理的表示付きワイン		地理的表示なし ワイン
	AOP(保護原産地呼称)	IGP(保護地理的表示)	
使用するぶどう	<ul style="list-style-type: none"> ・100%が域内で生産 ・ヴィテス・ヴィニフェラのみ 	<ul style="list-style-type: none"> ・85%以上が域内で生産 ・ヴィテス・ヴィニフェラ及びヴィテスヴィニフェラの交配品種 	
官能検査	必須	各産地に委ねられる	
ワインの特性等	自然的・人的要素及び特別な地理的環境に由来する品質又は特性	地理的由来の品質、社会的評価、その他の特性	

地理的表示付きワインのラベル表示事項

- 義務的表示事項

- AOP、IGP名称
- 容量アルコール濃度
- 原産国
- 瓶詰め元、生産者又は販売者
- 輸入ワインの場合輸入元
- 発泡ワインの糖分含有表示

- 任意的表示事項

- 収穫年
- ぶどう品種名
- スティルワインの残糖量の表示
- 伝統的表示(シャトー・〜等)
- 醸造方法(瓶内二次発酵)

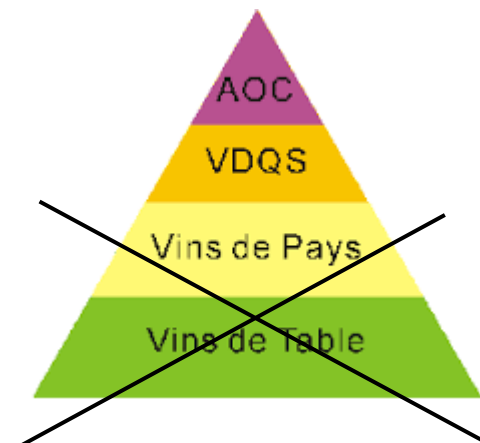


ASAHIWINE.comより

フランスワインの生産状況

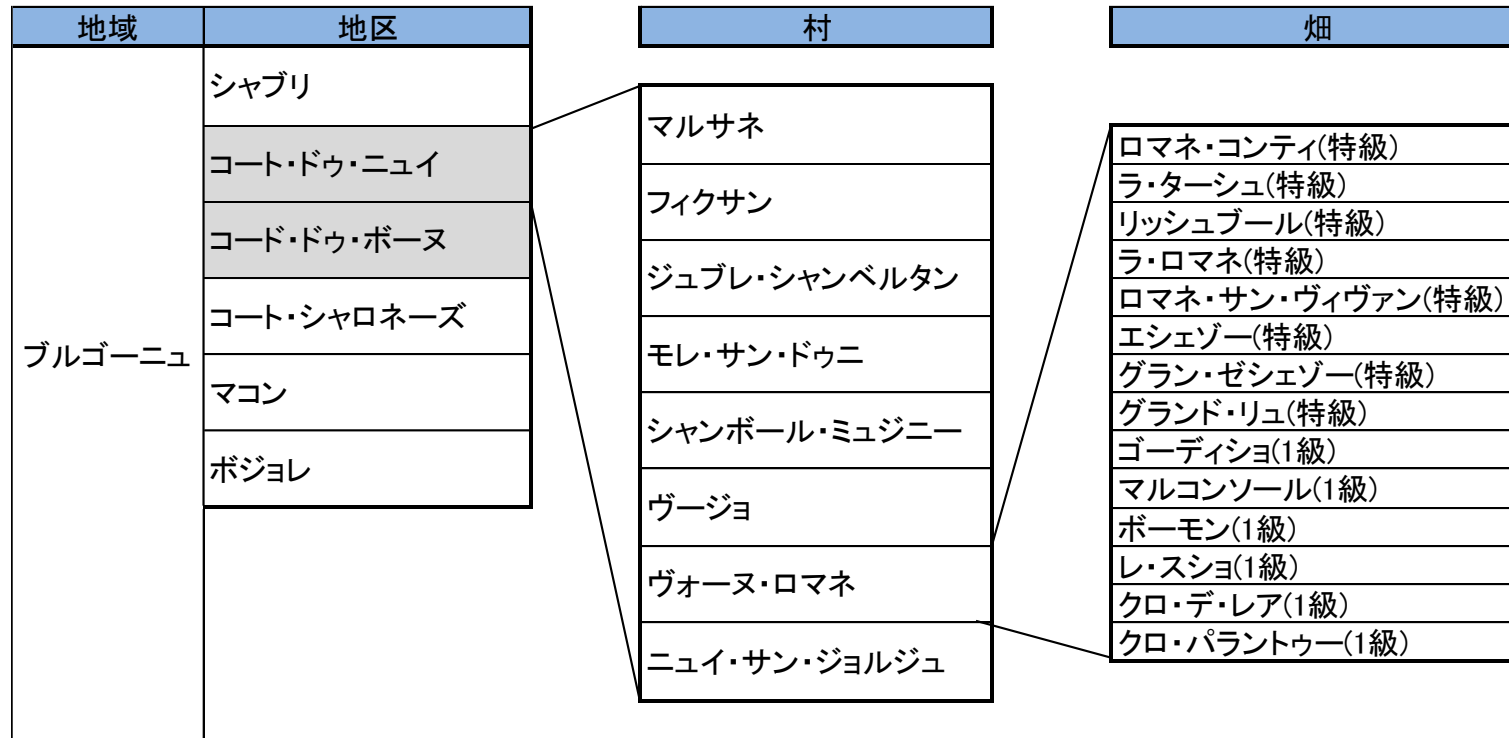
- ぶどう栽培面積は75万ha
- 中小の自作農が比較的多い
- イタリアと生産量のトップの座を争っているが、近年生産量が減少
- かつては、AOCワインは10%程度にすぎず、山形の三角形で階層を表現した
- AOCは殆どが地名であるが、ミュスカデはぶどう品種名がAOC
- 任意表示としてぶどう品種を表示することも可能であるが、一部を除いて行われていない

EU法	フランス法	生産量(2020年)	構成比
AOP	AOP	195万kℓ	43.6%
IGP	IGP (旧Vin de Pays)	133万kℓ	29.8%
地理的表示なし	Vin de France Vin de Table	119万kℓ	26.6%
	合計	447万kℓ	100.0%



ブルゴーニュのAOPの構造

- フランスでは、ボルドー、ブルゴーニュ、シャンパーニュなどの銘醸地域がAOPとなっている
- 地域によっては、優良なワインができるさらに狭い場所を限定して下位のAOPを展開している
- ブルゴーニュのAOPは、地域 > 地区 > 村 > 畑の4階層
- 畑名AOCは、特級畑、1級畑のみに適用されるが、数haの畑がAOP
- ピノ・ノワールが地質や気候の影響を受けやすいので細かく区分されていると考えられる



生産地の絞り込みによる価格の差別化

AOC	ブルゴーニュ(地域)	ヴォーヌ・ロマネ(村名)	レ・スシヨ(1級畑)
平均価格	¥2,600	¥9,400	¥21,000

- 上表は、「ルイ・ジャド」の商標で売られている、地域名、村名、1級畑名のワインの平均価格である(2022年9月楽天市場で調査)
- 村名ワインは地域名の3倍、1級畑名は6倍以上になっている
- ブルゴーニュでは、銘醸畑の多くが複数の所有者に細分化され、それらが個別に同じ畑名を名乗るワインを醸造しているため、造り手による価格の差が大きい
- 下表は、ドメーヌ・ドゥ・ラ・ロマネ・コンティ社が生産するヴォーヌ・ロマネ村の特級ワインの2002年及び2017年の価格である(『世界の銘酒事典』2003年版及び2018年版で比較。2022年は楽天市場での5品目の平均)

	ロマネ・コンティ	ラ・ターシュ	グランゼシェゾー	エシェゾー
2002年	¥540,000	¥105,000	¥55,000	¥45,000
2017年	¥1,980,000	¥398,000	¥213,840	¥170,640
上昇率	267%	279%	289%	279%
2022年(参考)	¥4,354,000	¥1,461,600	¥776,200	¥713,600

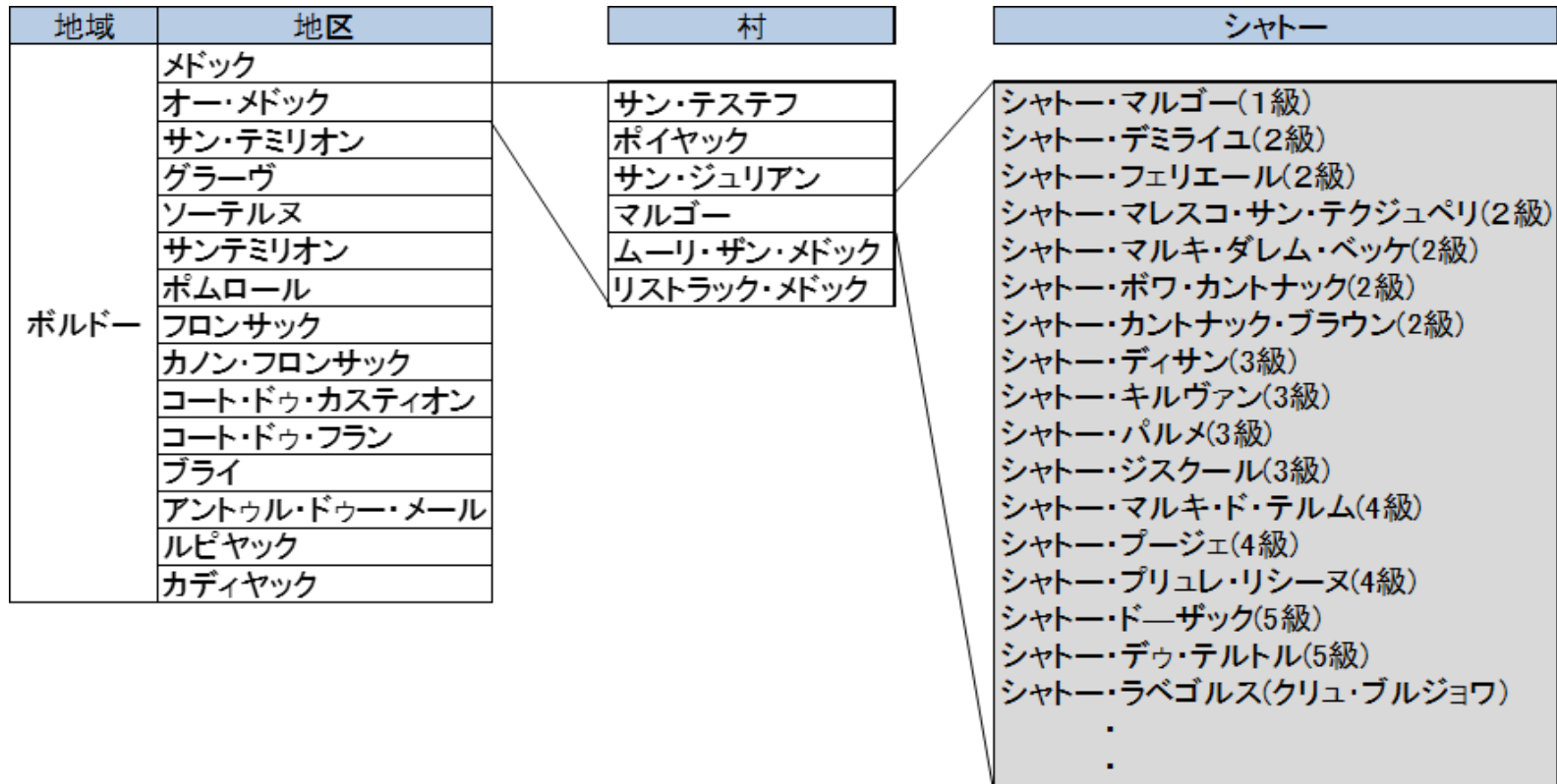
ボルドーのAOP

- ボルドーのAOPは、地域>地区>村の3階層となっている
- 下位になるほど1haあたりの収穫量が規制されている
- マルゴー村のシャトーであれば、村名ワインの収穫量までを「マルゴー」、それを超える部分を「オー・メドック」、さらに地区名ワインの収穫量を超えるものを「ボルドー」で出荷することが可能

地域	地区	村	
ボルドー	メドック		
	オー・メドック	サン・テストフ	
	グラヴ	ポイヤック	
	ペサック・レオニャン	サン・ジュリアン	
	サン・テミリオン	マルゴー	
	ポムロール	ムーリ	
	フロンサック	リストラック	
	コート・ドゥ・ボルドー		
	アントル・ドゥ・メール		
	ソーテルヌ		
	バルザック		
	ブライ		

シャトーの格付

- ボルドーではAOPの枠組外でシャトーの格付けが行われている
- メドック地区では1855年のパリ万博に向けて60のシャトーが1級から5級に格付けされた
- 下の図は、マルゴー村に焦点を当ててボルドーの格付けを図式化したものである



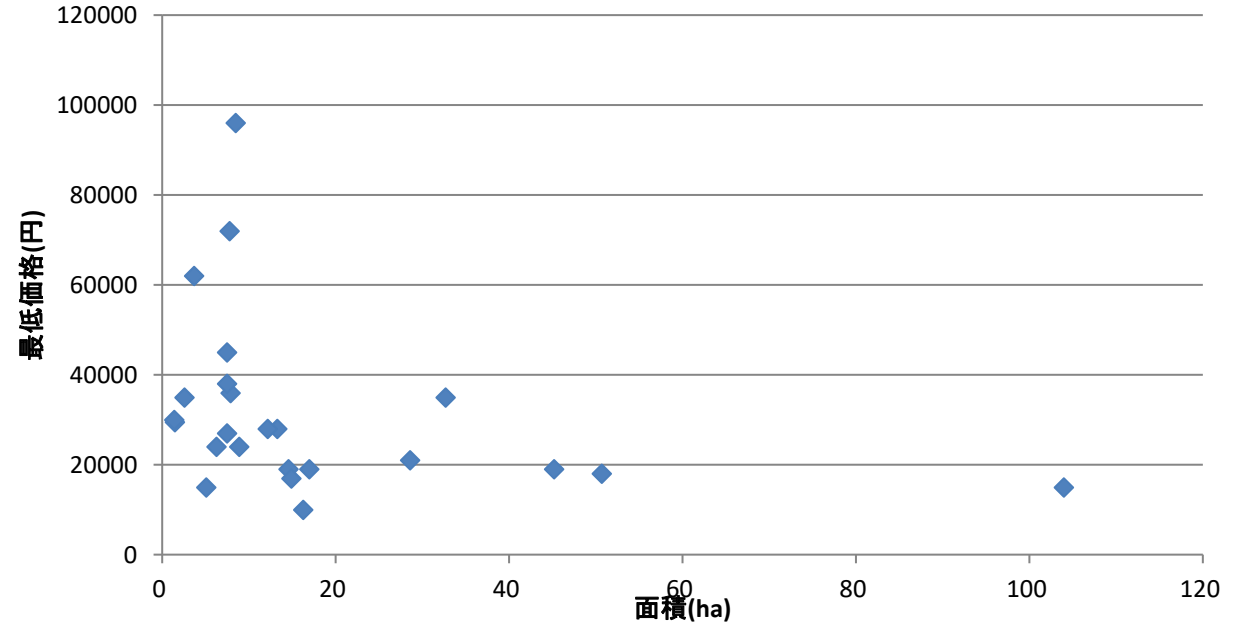
ボルドーの級別の平均価格の推移

	1級	2級	3級	4級	5級
シャトー数	5	14	14	10	18
平均価格(2002年)	¥41,766	¥12,776	¥8,877	¥7,975	¥7,100
平均価格(2017年)	¥157,580	¥20,565	¥13,011	¥9,783	¥8,613
上昇率	277%	61%	47%	23%	21%

- 格付けされたシャトーのワインは価格が上昇し未曾有の繁栄を享有した
- この格付けは、160年以上経た現在でも基本的に変わっていない
- 上表は、2002年及び2017年の級別の平均価格及び上昇率を示したものである（2003年版及び2018年版の『世界の銘酒事典』による）
- この期間では、特に1級に格付けされたワインの上昇率が高い
- 1953年にはグラーヴ地区で格付けが行われた(クリュ・クラッセ:16シャトー)
- 1954年にはサン・テミリオンでも格付けが実施された(入替あり)

面積と価格は反比例

- ブルゴーニュでは、AOPの階層が下位であるほど高額であった
- 右図は、横軸を特級畑の面積、縦軸を価格とした散布図である
- 同じ階層でも面積が狭いほど価格が高い傾向がみられる



- ボルドーに比べてブルゴーニュのワインに高価なものが多いのも、面積が関係している可能性がある
- 右表は、ブルゴーニュのヴォーヌ・ロマネ村のモノポールの特級畑とボルドーの1級シャトーの面積と2017年の価格を比較したものである

特級畑	面積(ha)	価格(2017年)	1級シャトー	面積(ha)	価格(2017年)
ロマネ・コンティ	1.8	¥1,980,000	シャトー・ラトゥール	112	¥219,000
ラ・ロマネ	0.85	¥320,000	シャトー・ラフィット	104	¥170,000
ラ・ターシュ	6.06	¥398,000	シャトー・ムトン	80	¥118,000
グランド・リュ	1.65	¥85,000	シャトー・マルゴー	82	¥100,000

イタリアワイン

- イタリアワインの2020年の生産量は491万kℓでフランスとトップを争っている
- DOCに認定後5年経過すると、DOCGへの昇格を申請することが可能
- DOCGへの昇格は、優良な地域を抽出するのではなくDOCの全域が昇格する
- DOC及びDOCGワインは、ボトルにファシエッタ(印紙)を貼付けなければならない
- スーパートスカーナにみられるように優れた品質であるにもかかわらず、DOCやDOCGを取得していないものも多い
- イタリアの原産地呼称
 - バローロ、バルバレスコ、ソアーヴェ、タウラージなどは地名
 - 最も一般的なのは、「葡萄品種名 di 産地名」
 - アルバーニャ ディ ロマーニャ、モンテプルチャーノ ダブルッツォ
 - エルバ、パッリーナ、ポミーノなどは、ぶどう品種が原産地呼称

EU法	イタリア法	呼称数
AOP	DOCG	76
	DOC	333
IGP	IGP(IGIT)	
地理的表示なし	Vino da Tabola	

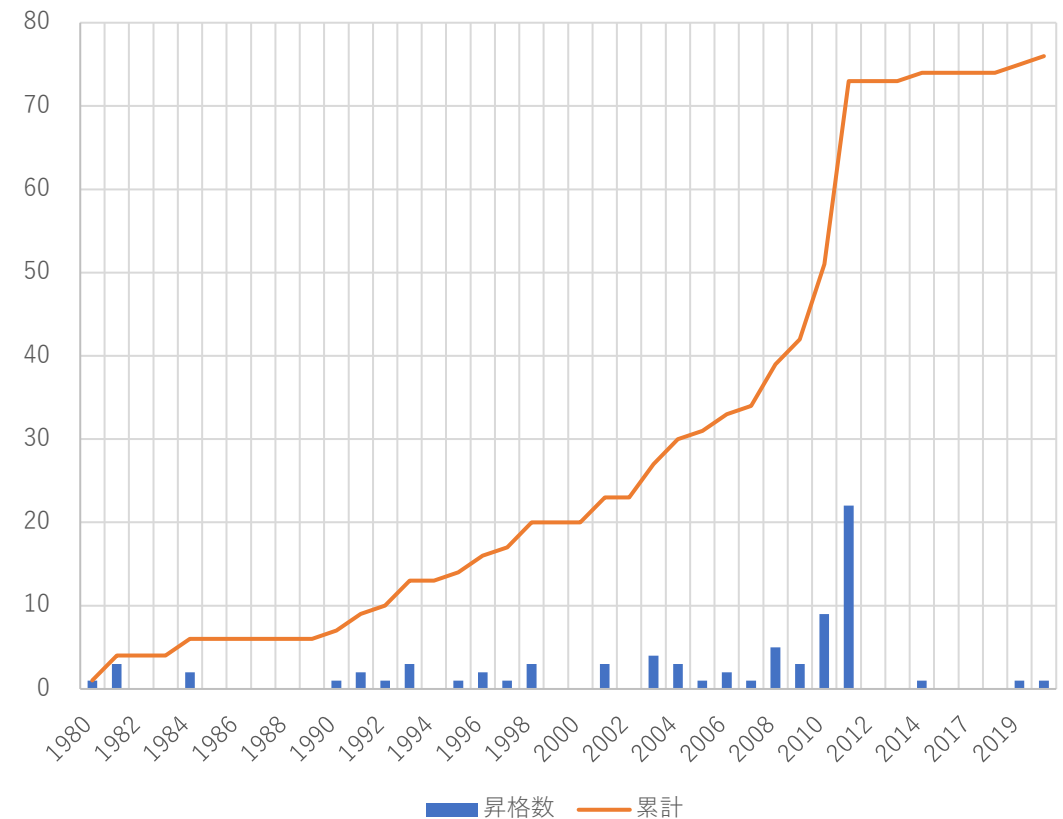


<https://www.ricossa.wine/en/>

DOCGの氾濫

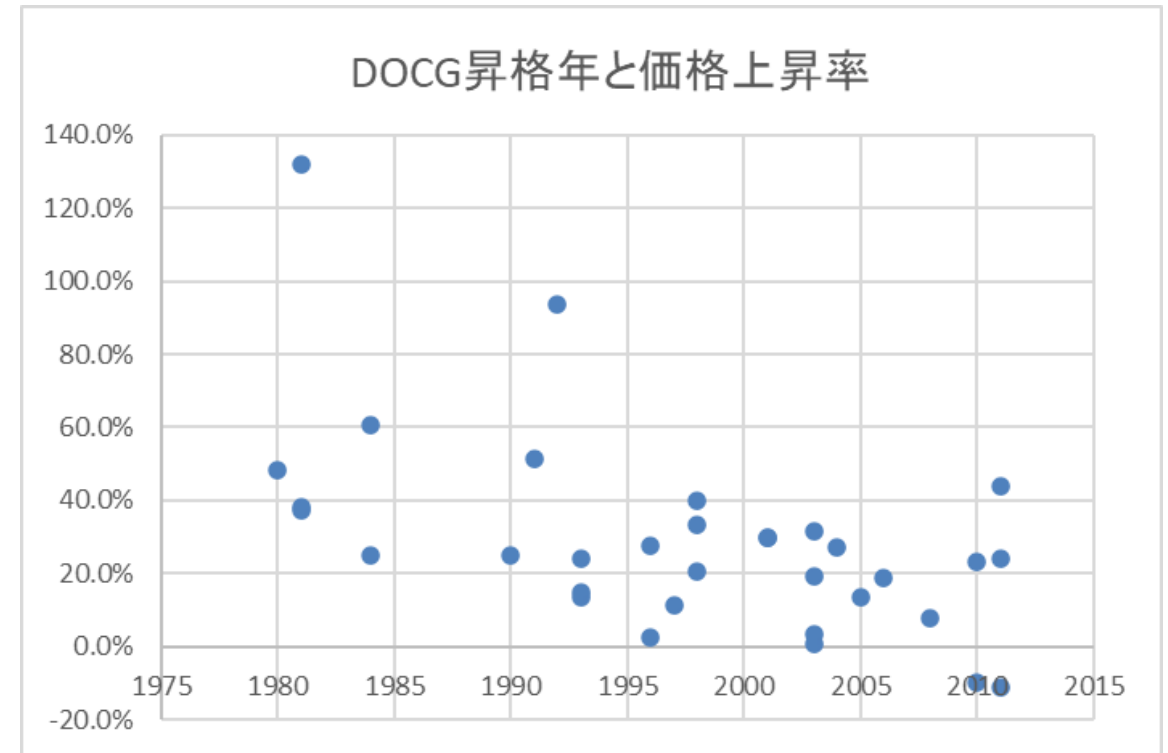
- 右のグラフは、年ごとのDOCG昇格銘柄数とその累計を表したものである
- 当初はボルドーやブルゴーニュと比肩されるバローロなど4銘柄であった
- その後、年に1~3銘柄が昇格し、96年には大量生産されるものもあるキアンティが昇格した
- 2008年から昇格数が増え、2012年には一気に22銘柄が昇格した

DOCG銘柄数の推移



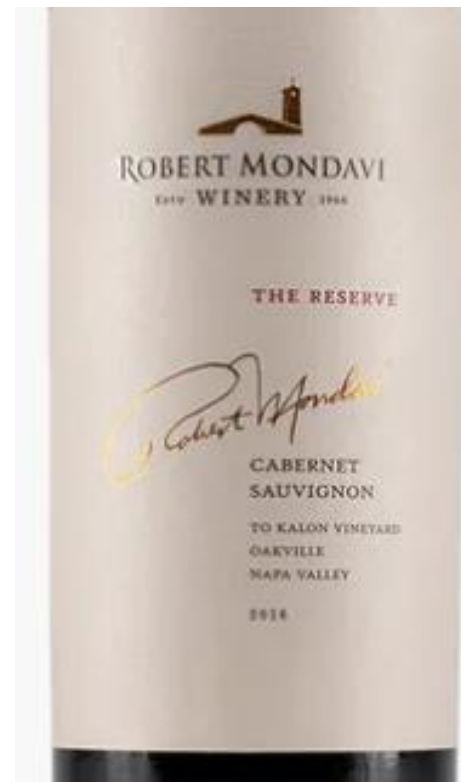
DOCG昇格により価格は上昇したか？

- 右図は、DOCGへの昇格年ごとに、2002年から2017年の15年の価格上昇率をプロットしたものである
- DOCG昇格による価格上昇効果があるとするならば、2003年以降に昇格したものの価格上昇率がそれ以前に昇格したものに比べて高くなっているはずである
- しかし、結果はむしろ逆で、昇格年と価格上昇率には-0.567の負の相関係数が認められた
- 既に評価が確立しているワインに政府がお墨付きを与えても価格の上昇は期待できないという結果



アメリカのワイン法

- 2020年のアメリカのワイン生産量は228万klで、伊、仏、西に次いで世界4位
- ヴァラエタルワイン
 - ヴァララベルにぶどう品種名を表示した高級ワイン
 - 地理的表示や品種、収穫年の表示の対象となる
- ジェネリックワイン
 - 大量生産される安価なワイン
 - 単にREDやWHITEと表示されたり、バーガンディ、クラレット、シャブリ、モーゼルなどのヨーロッパのワイン産地名でタイプを表す



<https://robertmondaviwinery.com/>

- セミジェネリック問題
 - TRIPS協定には、原産国で地理的表示として保護されているものであっても、ある国で普通名称として用いられている用語には適用しないことができる旨の規定（24条6項）がある
 - 米国法は「カリフォルニア・シャブリ」のように真正の産地を付記されたものをセミ・ジェネリックとして合法としている
 - これにはEUから激しい抗議があり、二国間協定により、17のセミ・ジェネリックを米国内に限って使用することを認めるが、米国は将来、それらの名称の使用をEU原産のワインに限定する法的措置をとることで合意した

ブルゴーニュに似た階層構造

- 地理的表示は、州名、カウンティ名(郡名)、AVA(American Viticultural Areas)、畑名のように階層構造になっている
- カウンティ名とAVAとは必ずしも上位下位の関係ではない
- 下位の階層になるほど基準が厳しい
 - 畑名を名乗るためにはその畑で収穫したぶどうを95%以上使用することが必要
 - ぶどう品種を表示する場合は、当該ぶどうを75%以上使用していれば良い

表示基準	州名	カウンティ名	AVA	畑名
地理的表示	75%	75%	85%	95%
ぶどう品種	75%	75%	75%	75%
収穫年	85%	85%	95%	95%

ワインの名声は、品種、産地、商標の上に形成される

- ワインの名声はどこに形成されるか
 - ワインはぶどう果汁をそのまま発酵させたものなので、その品質は原料ぶどうに負うところが大きい(ぶどう品種は何か、どこで収穫したか)
 - 醸造の仕方によっても酒質は大きく変わるので、作り手も重要な情報
 - 収穫年も価格に影響を与えるが、天候による出来・不出来を表すもので、名声とは直接関係しない
- ぶどう品種名、地理的表示、商標の相互関係
 - 地理的表示と栽培品種が結びついているところでは、ぶどう品種名が表示されない場合が多い
 - ボルドーのシャトーやブルゴーニュの単一畑では作り手は1人なので商標も影が薄い
 - それ以外の大部分の場所では、ぶどう品種、栽培地域(地理的表示)、作り手(商標)の情報が最も重要である



<https://www.biondisanti.it/>

地理的表示と商標

- 地理的表示が先に登録されている場合
 - TRIPS協定：ワインの地理的表示を含む商標で原産地を異にするものは無効(22条(3))
 - 商標法：WTO加盟国で産地以外が使用を禁じられている産地を示す標章は登録不可(4条1項17号)
- 地理的表示に先行する商標が登録されている場合
 - TRIPS協定：地理的表示が保護される前に善意で出願された商標の権利は有効(第24条(5))

	地理的表示	商標
地理的表示が先	○	×
商標登録が先	○	○

- ロマネ・コンティ商標登録事件　パリ控訴院1985年11月28日判決
 - ドメーヌ・ドゥ・ラ・ロマネ・コンティ社は自社が生産するワインの名称「ロマネ・コンティ」を商標出願した。ロマネ・コンティは、ブルゴーニュの特級畑のAOCであるが、この畑は同社が単独所有しており、そのような場合に商標登録が可能かどうか争われた。
 - パリ控訴院は、「生産地域が単一の所有者に帰属するとはいえ、団体的権利として行使されるべき呼称は一つ的人格によって占有可能なものとならない」として認めなかった。

地理的表示とぶどう品種名

• TRIPS協定

- 協定発効の日に自国内で使用されているぶどう品種名として用いられている名称と同一の他国の地理的表示の保護は要求しない(24条(6))
- 中国で「甲州」という地理的表示が登録されても、ぶどう品種の「甲州」をラベルに表示可能

• EU法

- 特別の定めがある場合を除いて、ぶどう品種の名称のなかにAOPまたはIGPが含まれているときは、その品種名をぶどう生産物のラベルに表示することはできない(欧州委員会規則607/2009の42(3))
- ミュスカデは品種名であるが、AOCでもあるので、品種名として表示することはできない
- 日本で「甲州」が地理的表示で登録された場合、EU輸出の際に品種名の「甲州」を表示できない

• トケイ・ピノグリ(Tokay Pinot Gris)

- アルザスでは、グランクリュにぶどう品種が併記されており、ピノグリについては伝統的に「トケイ・ピノ・グリ」と表記されていた
- ハンガリー政府は、Tokayが、ハンガリーのワイン産地トカイ(Tokaji)に発音が似ているということで原産地呼称の侵害をEUに提訴した
- 20年にも及ぶ交渉の末、アルザスの品種表示をピノグリに改めること、ハンガリーは、ワインやブランデーにメドックやコニャックといったフランスの産地の表示をしないということで妥協が図られた

• シュペートブルグンダー(Spätburgunder)

- ドイツでは、ピノノワールをこう呼ぶが、ブルグンダーは、英語のburgandyと同様ブルゴーニュを表す
- しかし、欧州委員会規則607/2009は、例外的にドイツやルーマニア等のAOP、IGPワイン、カナダやチリの地理的表示付きワインにシュペートブルグンダーやヴァイスブルグンダーの表記を許容している
- これは、上記の「特別の定めがある場合」である

商標とぶどう品種名

- T R I P S 協定
 - 商標とぶどう品種の関係に関する規定はない
- 商標法
 - その商品の原材料を普通に用いられる表示(3条3項の登録要件を満たさないもの)
 - 品種登録を受けた品種名と同一・類似の商標を、その品種の種苗又は類似の指定商品で商標登録することはできない(4条1項14号)
 - 審査基準はさらに、「指定商品がその品種に係る収穫物の加工品の場合は、指定商品との関係により、商標法第3条第1項第3号に該当するか否かを判断する」としている
- ルビーロマン(世界一高価なぶどうといわれる)
 - 石川県が商標登録(指定商品を加工品に限定している)
 - ルビーロマンを原材料として使用している商品には、不適當な事由がない限り通常実施権を無料で許諾することとしている
- オーロラブラック(ピオーネを小振りにしたぶどう)
 - 岡山県が中国、台湾、香港、シンガポールで商標登録(区分は植物自体を含む31類)
 - 日本では、登録品種名であることを理由に商標登録はしていない
 - 国内生産者が当該地域に輸出する際には「登録商標」や「®」を付記することが可能

日本におけるワインの表示制度

- 酒税法 3 条13号における「果実酒」の定義
 - アルコール度数が20%未満の酒類であって、果実又は果実及び水を原料として発酵させたもの（糖類を加えたものも含む）
- 「国産ワイン」の表示に関する基準(1986年の業界の自主基準)
 - 酒税法 3 条 1 3 号に規定する果実酒のうち、原料として使用した果実の全部又は一部がぶどうであり、日本国内で製造したもの
- 「日本ワイン」の名称の保護(2015年国税庁告示)
 - 国内製造ワイン：酒税法の「果実酒」のうち、国内で製造したもの
 - 日本ワイン：「国内製造ワイン」で、国内で収穫されたぶどうのみを使用したもの

	国産ワイン	国内製造ワイン	日本ワイン
対象	果実酒	果実酒、甘味果実酒	果実酒
原料	少なくとも一部がぶどう	果実全般	国内で収穫されたぶどう
産地・、品種、収穫年の表示基準	それぞれ75%以上の場合表示可	不可	それぞれ85%以上の場合表示可

T R I P S 協定に準拠する地理的表示

- ワイン及びスピリッツの地理的表示については、酒類業組合法に基づく国税庁告示「地理的表示に関する表示基準を定める件」によって規定されている
- 地理的表示の定義
 - 酒類の確立した品質、社会的評価その他の特性が当該酒類の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該酒類がW T O加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示
- ワインの定義
 - 酒税法の「果実酒」のうち、ぶどうを原料とした酒類
- 地理的表示の保護
 - 国税庁長官が指定する日本のワイン産地の地理的表示及びW T O加盟国のワイン産地の保護されている地理的表示は、当該産地以外のワインに使用してはならない
- 違反行為への対応
 - 基準に従わない場合 → 基準を遵守する旨の指示 → 事業者名の公表
 - 重要基準に該当(虚偽のぶどう産地等)する場合 → 遵守命令 → 50万円以下の罰金

登録の状況

蒸留酒	清酒	ぶどう酒	その他
壱岐(95.6.30)	白山(05.12.22)	山梨(13.7.16)	和歌山梅酒(20.9.7)
球磨(95.6.30)	日本国(15.12.25)	北海道(18.6.28)	
琉球(95.6.30)	山形(16.12.16)	山形(21.6.30)	
薩摩(05.12.22)	灘五郷(18.6.28)	大阪(21.6.30)	
	はりま(20.3.16)	長野(21.6.30)	
	三重(20.6.19)		
	利根沼田(21.1.22)		
	萩(21.3.30)		
	佐賀(21.6.14)		
	長野(21.6.30)		
	新潟(22.2.7)		
	滋賀(22.4.13)		

ノーブル品種の一角へ

- ヴィナリーインターナショナル2003（フランス醸造技術者協会主催）
 - 勝沼醸造が甲州を氷結醸造したワインで銀賞受賞
- DWWA（デキャンター・ワールド・ワイン・アワード）2014
 - 中央葡萄酒の「キュヴェ三澤 明野甲州2013」が金賞受賞
- DWWA2016
 - 中央葡萄酒の「グレイス・エクストラ・ブリュット2011」がプラチナ賞受賞
- DWWA2017
 - 中央葡萄酒の「グレイス甲州プライベート・リザーブ2016」がプラチナ賞受賞
- DWWA2021
 - 白百合醸造の「ロリアン勝沼甲州2019」がプラチナ賞受賞

- 新興ワイン生産国でフランスを凌ぐようなワインが生まれるようになって久しいが、殆どはフランスのノーブル品種から生産されている
- このままでは、世界中がシャルドネ、カベルネ・ソーヴィニオン、メルロになってしまうのではないかと
の危惧すらある中で、独自品種での受賞は注目に値する

甲州という品種について

- 甲州ぶどうの起源
 - 行基が薬師如来から授かった？ 平安時代末期に雨宮勘解由が発見した？
 - 外来文化とともにもたらされたぶどうが栽培品種として定着しないまま野生化した日本固有の品種と考えられている
- ぶどう品種名の表示
 - EUの「2009年ラベル表示規定」では、ぶどう品種名をラベルに表示する場合には、O I V等の国際機関のリストに登録されたものであることが必要となった
 - 酒類総合研究所が、甲州をO I Vへ品種登録申請を行ったところ、登録通知にヴィテス・ヴィニフェラとして登録されたものではない旨のコメントが付されていた
 - 酒類総合研究所によるDNA解析では、ヴィテス・ヴィニフェラ71.5%に東アジア系の野生種のDNAが28.5%交じっていることが判明している
- ヴィテス・ヴィニフェラの交配品種である場合
 - EU法によれば、ヴィテス・ヴィニフェラの交配種はIGPとしては認められるものの、AOPとしては認められない
 - EUは、域外のワインについても同様の保護が行われている場合にはAOPの申請を認めているが、日本でAOPに相当する保護制度ができてEUではAOPとして認められない可能性がある

日本のワインの価値を高める表示戦略

- より狭い地域を抽出した地理的表示
 - 現在登録されているのは府県が単位、日本酒ではよりも狭い範囲が登録されている
 - 勝沼(山梨県)の甲州や塩尻(長野県)のメルロは既に評価が確立
 - 伊勢原農園(笛吹市)の甲州から作ったワインは独特の香りをもつ
- ワインの格付け
 - 私的なワインコンクールが多数あり、「金メダル受賞」はあてにならない
 - ボルドーの格付けは成功した数少ない例(1級がやたら増えたりしないので信頼できる)
 - 日本でも酒類研究所等がワインの格付けを実施してはどうか
 - 消費者の投票できるようにして、Jリーグのように入替を行えば盛上がるのではないか
- ロンドン市場への売り込み
 - 長年ワインが飲まれているヨーロッパ市場での評価獲得は銘醸ワインの条件
 - JETROの協力を得るなどして海外見本市でPRを行うことが有効と思われる
- 日本的商標
 - 「雅」や「趣」などのやまと言葉は独特の響きがあり日本ワインの特徴を伝えやすい
 - 中国産と混同されないようにローマ字で読みを並記すべき

参考文献

- 麻井宇介『比較ワイン文化考』（中公新書、1981）
- 江川卓『夢ワイン』（講談社、1997）
- 蛭原健介『はじめてのワイン法』（虹有社、2014）
- 講談社『世界の名酒事典2018年版』（2017）
- 塩田正志『改訂 新イタリアワイン(2版)』（柴田書店、1993）
- 茶園成樹『知的財産関係条約』（有斐閣、2015）
- 辻静雄『ワインの本』（新潮文庫、1982）
- 戸塚真弓『ロマネ・コンティの里から』（中央公論社、1992）
- 日本ソムリエ協会『日本ソムリエ協会教本2018』（2018）
- 三澤茂計ほか『日本のワインで奇跡を起こす』（ダイヤモンド社、2018）
- 山下範久『ワインで考えるグローバル化』（NTT出版、2009）
- 山本博ほか『世界のワイン法』（日本評論社、2009）
- 湯目英郎『ワインロードを行く』（講談社、1994）
- アレクシス・リシーヌ＝山本博訳『新フランスワイン』（柴田書店、1998）

日下善之

KUSAKA Yoshiyuki

- ▶ 一橋大学大学院修了 修士(経営法)
- ▶ 論文タイトル: 地理的表示は日本ワインの価値を高めるツールとなるか

- ▶ 1983 特許庁入庁
- ▶ 1987 審査官昇任
- ▶ 1996 特許庁バンコク事務所 初代所長
- ▶ 1999 特許庁 審判部 審判官
- ▶ 2011 特許庁 特許審査第四部 首席審査長
- ▶ 2013 (独)工業所有権情報・研修館 人材開発統括監
- ▶ 2014 特許庁退官
- ▶ 2015 (一財)ソフトウェア情報センター 常務理事 現職

- ▶ 資格
- ▶ 2003 ワインエキスパート(日本ソムリエ協会)
- ▶ 2008 シニア・ワインエキスパート(同上)



kusaka@pic.softic.or.jp